



# 鳥取県公報

平成 23 年 3 月 1 日 (火)  
号外第 15 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 条 例	鳥取県特別会計条例の一部を改正する条例（1）（財政課）	3
	鳥取県基金条例の一部を改正する条例（2）（〃）	4

==== 公布された条例のあらまし ====

鳥取県特別会計条例の一部改正について

1 条例の改正理由

農業改良資金助成法が一部改正され、同法の規定に基づき設置している鳥取県農業改良資金助成事業特別会計が廃止されることに伴い、就農支援資金貸付事業の円滑な運営及びその経理の適正を図るとともに、農業改良資金貸付金の償還金の適切な管理及びその経理の適正を図るため、新たに特別会計を設置する。

2 条例の概要

(1) 次のとおり新たに特別会計を設置する。

名 称	設 置 目 的
鳥取県就農支援資金貸付事業特別会計	就農支援資金貸付事業の円滑な運営及びその経理の適正を図り、並びに農業改良資金貸付金の償還金の適切な管理及びその経理の適正を図ること。

(2) 施行期日は、公布日とする。

鳥取県基金条例の一部改正について

1 条例の改正理由

(1) 住民生活にとって大事な分野でありながらこれまで光が十分に当てられてこなかった分野における取組を充実させるため、新たに基金を設置する。

(2) 県民、特定非営利活動法人、事業者等の自立的活動を後押しすることにより、これらの主体がともに支え合う仕組み及び体制の拡大と定着を図るため、鳥取力創造運動推進基金の所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 次のとおり新たに基金を設置し、基金の運営に関し必要な事項を定める。

名 称	設 置 目 的
鳥取県住民生活に光をそそぐ基金	DV対策等の社会的に弱い立場にある者に係る対策及び自立支援並びに知の地域づくりの取組を実施し、住民生活の向上及び地域の活性化を図ること。

(2) 鳥取力創造運動推進基金の処分事由に、当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てるときを加える。

(3) 施行期日は、公布日とする。

# 条 例

鳥取県特別会計条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年3月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県条例第1号

鳥取県特別会計条例の一部を改正する条例

鳥取県特別会計条例（平成19年鳥取県条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後				改 正 前			
別表（第2条、第3条関係）				別表（第2条、第3条関係）			
名 称	設置目的	歳 入	歳 出	名 称	設置目的	歳 入	歳 出
略				略			
10 鳥 取県 給与 集中 管理 特別 会計	職員給与費の経 理を円滑に行うこ と。	給与等振替 収入	一般職の職 員及び特別 職の職員の 給料及び各 種手当並び に共済費そ 他の諸支 出	10 鳥 取県 給与 集中 管理 特別 会計	職員給与費の経 理を円滑に行うこ と。	給与等振替 収入	一般職の職 員及び特別 職の職員の 給料及び各 種手当並び に共済費そ 他の諸支 出
11 鳥 取県 就農 支援 資金 貸付 事業 特別 会計	就農支援資金貸 付事業の円滑な運 営及びその経理の 適正を図り、並び に農業改良資金貸 付金の償還金の適 切な管理及びその 経理の適正を図る こと。	就農支援資 金貸付金に 係る元金収 入、国から の借入金、 一般会計か らの繰入金 及び附属諸 収入並びに 農業改良資 金貸付金に 係る元金収 入及び附属 諸収入	就農支援資 金に係る貸 付金、借入 金の償還金 その他の諸 支出及び農 業改良資金 に係る借入 金の償還金 その他の諸 支出				

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年3月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県条例第2号**

鳥取県基金条例の一部を改正する条例

鳥取県基金条例（平成19年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には、当該改正表を当該改正後表に改め、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には、当該改正後表を加える。

改正後					改正前				
別表第1（第2条、第3条、第5条、第7条関係）					別表第1（第2条、第3条、第5条、第7条関係）				
名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分事由	名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分事由
略					略				
7 鳥取県創造運動推進基金	県民、特定非営利活動法人、事業者、市町村、県等の多様な主体が連携し、共に地域の特性を生かした魅力ある地域づくりを推進し、もって地域の振興に資すること。	一般会計歳入歳出予算に定める額	(1) 一般会計歳入歳出予算に計上して、当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充当  (2) (1)のほか、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に積立て	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充当するとき。	7 鳥取県創造運動推進基金	県民、特定非営利活動法人、事業者、市町村、県等の多様な主体が連携し、共に地域の特性を生かした魅力ある地域づくりを推進し、もって地域の振興に資すること。	一般会計歳入歳出予算に定める額	(1) 一般会計歳入歳出予算に計上して、当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充当  (2) (1)のほか、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に積立て	
略					略				
33 鳥取県ワクチン	子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン及	一般会計歳入歳出予算に定	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に	当該基金の設置目的を達成するた	33 鳥取県ワクチン	子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン及	一般会計歳入歳出予算に定	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に	当該基金の設置目的を達成するた

接種 緊急 促進 基金	び小児用肺炎球菌ワクチンの接種を促進し、感染症の予防を図ること。	める額	積立て	めに必要な経費の財源に充てるとき。	接種 緊急 促進 基金	び小児用肺炎球菌ワクチンの接種を促進し、感染症の予防を図ること。	める額	積立て	めに必要な経費の財源に充てるとき。
34 鳥 取県 住民 生活 に光 をそ そぐ 基金	配偶者等からの暴力による被害者の支援等の社会的に弱い立場にある者に係る対策及び自立支援並びに知の地域づくりの取組を実施し、住民生活の向上及び地域の活性化を図ること。	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てるとき。					

附 則

この条例は、公布の日から施行する。